

## 第 5 章 特定地区の保全・整備・緑化の方針の見直し(案)

### ■歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 152-155 ページ

○指定候補地の変更なし。

(参考)歴史的風土保存区域のうちの枢要な樹林地部分(約 201.8ha)の指定拡大の方針。

### ■近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区 156-157 ページ

○平成 23 年の鎌倉近郊緑地特別保全地区の都市計画決定を反映する。

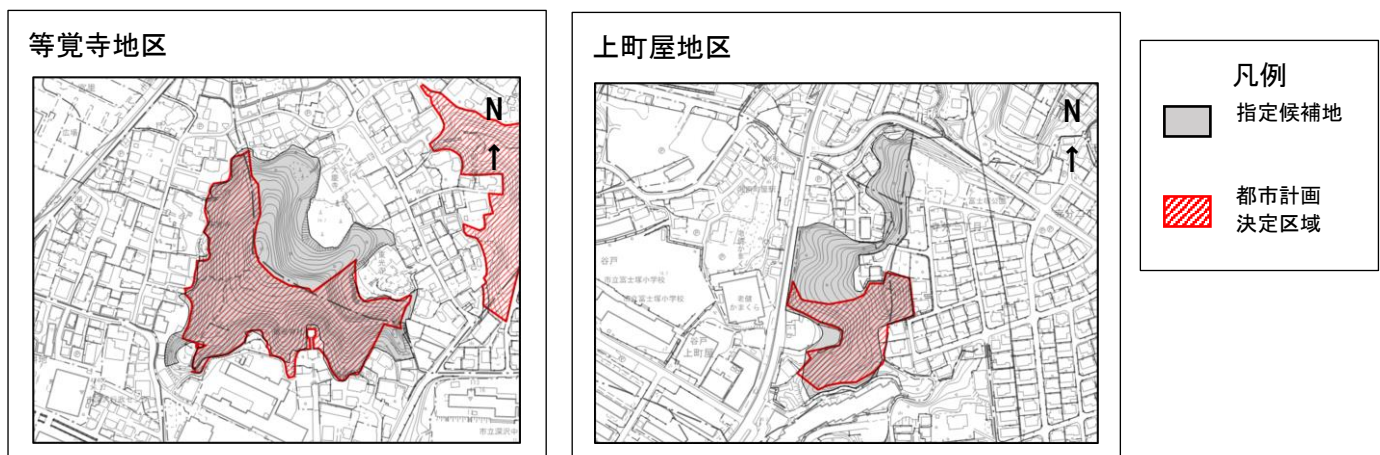
○将来的な指定候補地の位置付けは、なし。

### ■特別緑地保全地区 158 ページ

○等覚寺地区(平成 24 年、部分指定)、梶原五丁目地区(平成 24 年)、上町屋地区(平成 30 年、部分指定)の都市計画決定を反映する。

○等覚寺地区(平成 24 年)、上町屋地区(平成 30 年)の一部については、土地利用が進んでいることや境内地となっていることなどから、候補地の位置付けを廃止する。

○各地区について、維持管理の目標(例)を新たに記載する。



### ■風致地区 171-173 ページ

○鎌倉市風致地区条例に基づく風致保全方針を一部抜粋し、掲載する。

○指定候補地の変更なし。

(参考)梶原地区、山崎・台峯地区、岩瀬・今泉地区の合計約 170.5ha の指定拡大の方針。

○当該地区における緑地の保全に関する事項としては、「保安林」「街区公園」「市民緑地契約」「保存樹木・樹林制度・緑地保全契約」「緑地寄附受け入れ」「民有緑地の維持管理支援」とする。

## ■都市公園等 176-192 ページ

○明月荘公園は、明月荘の消失により県の公園整備の方針が無いため、候補地の位置付けを廃止。



平成 23 年度緑の基本計画 P155

○市民意見「玉縄城址を『歴史公園』にすること」については、当該地は、現在締結している市民緑地契約を継続することで公園的な利活用が可能であること、当該地の県史跡指定の進捗状況、及び社会基盤施設マネジメント計画との整合性を踏まえ、新たに公園候補地とする変更は行わないこととする。なお、特別緑地保全地区の指定を保全の基本方針とする。

○都市計画決定(変更)、都市公園供用開始などを反映する。

鎌倉海浜公園(令和 2 年 区域の都市計画変更)	鎌倉中央公園(令和 3 年 拡大区域の供用開始)
夫婦池公園(平成 30 年 一部供用開始)	岩瀬下関防災公園(平成 27 年 供用開始)
笛田一丁目公園(平成 28 年 供用開始)	鎌倉広町緑地(平成 27, 30 年 供用開始)
山ノ内西瓜ヶ谷緑地(平成 26, 29 年 供用開始)	山ノ内東瓜ヶ谷緑地(平成 29 年 供用開始)
山崎・台峯緑地(平成 31 年 都市計画決定)	山ノ内宮下小路緑地(令和元年 都市計画決定)

○各公園について、整備の方針、維持管理の方針を新たに記載する。

■保全配慮地区 194-195 ページ(都市緑地法第四条第2項第6号 「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」)

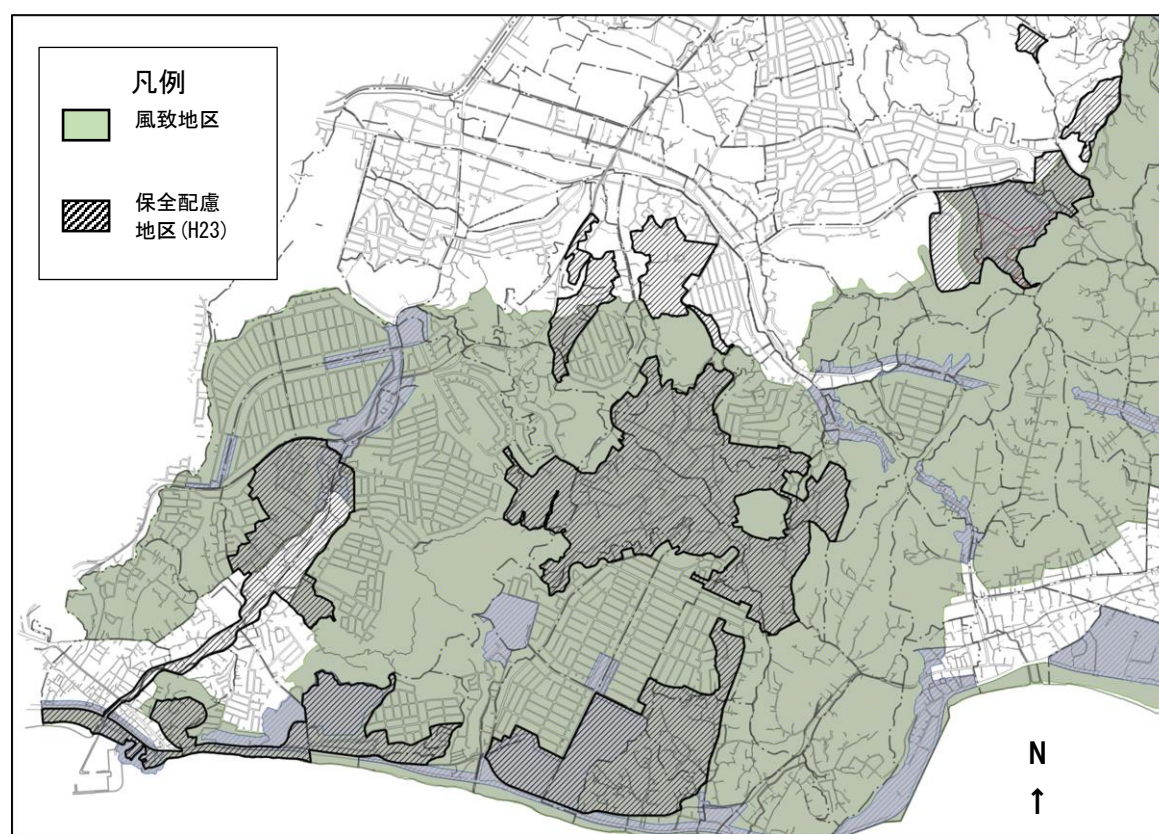
○風致地区と重複している部分は区域から外す。

○当該地区における緑地の保全に関する事項としては、「市民緑地契約の締結」「緑地保全契約の締結」「保存樹林・樹木の指定」「緑地使用契約の締結」「緑地の管理指針の作成」「緑地管理の地域との連携」「保安林の指定」「地域森林計画の対象とする森林の指定」「都市公園の整備」「緑地の寄付受け入れ」とする。

保全配慮地区 関谷地区～岩瀬・山ノ内地区



保全配慮地区 腰越地区～台地区



■緑化重点地区 196-199 ページ(都市緑地法第四条第 2 項第 8 号 「緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」)

○鎌倉、大船、深沢の三拠点から市街化区域全域へ拡大する。

○当該地区における緑化の推進に関する事項としては、「まち並みのみどりの奨励事業」「公園・街路樹・市民緑地愛護会」「市民緑地設置管理計画認定制度」「緑化地域指定の検討」「地区計画」「公共公益施設の緑化」「都市公園の整備」等とする。

○緑化重点地区の区域拡大に合わせて、緑化地域は区域内施策の一つとし、候補地としての特定地区の位置付けを廃止する。

○鎌倉、大船、深沢の三拠点については、各地区別のまちづくり方針等に位置付ける施策を上乗せできることとする。